

令和6年4月1日から役場組織の一部を次のとおり改編します。

総務課〈本庁舎1階〉

現行

総務課
秘書グループ
人権推進室
庶務人事グループ
財務グループ

改編後

総務課
秘書人事グループ
人権推進室
財政グループ
庁舎等建設推進室



〈改編の目的〉 役場新庁舎建築の推進及び財政課題解決等に対応するため。

〈改編の内容〉 ・総務課内に新たに「庁舎等建設推進室」を設置し、財務グループで行ってきた管財関係事務の一部を同室に移管する。それに伴い、「財務グループ」の名称を「財政グループ」に改め、健全な財政運営に努める。
・「秘書グループ」と「庶務人事グループ」を統合し、名称を「秘書人事グループ」に変更する。

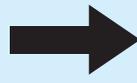
健康福祉課〈本庁舎1階〉

現行

健康福祉課
健康支援室
社会福祉グループ
高齢者支援グループ

改編後

健康福祉課
健康支援室
こども未来グループ
社会福祉グループ
高齢者支援グループ



〈改編の目的〉 少子化対策や子育て世帯への支援等を強化するため。

〈改編の内容〉 健康福祉課内に新たに「こども未来グループ」を設置し、同グループ内に「こども家庭センター」を設置する。

教育委員会〈中央公民館1階〉

現行

教育委員会
学校教育グループ
学校統合準備室
生涯学習グループ

改編後

教育委員会
学校教育グループ
生涯学習グループ



〈改編の内容〉 小学校統合及び小中一貫教育の実施に向けた調整が概ね完了したことにより「学校統合準備室」を廃止する。

〇お問い合わせ まちづくり戦略課 政策G ☎(84)1111 (内線213)

人権は身近なものです

人権とは、私たちが幸せに生きるための権利で、人種や民族、性別を超えて万人に共通した一人ひとりに備わった権利です。人権は難しいものと考えられがちですが、私たちの生活に密接に関係することです。常に関心をもって自分の問題として考えてください。

〇同和問題の解決には

日本社会の歴史的過程で形づくられた身分的差別によって、国民の一部の人々が長い間、経済的、社会的、文化的に低い状態を強いられました。同和問題は、これらの人々が、今なお結婚を妨げられたり、就職で不公平に扱われたり、その他、日常生活の上でいろいろな差別を受けるという、重大な人権問題です。

この問題の解決には、国民一人ひとりが同和問題について、一層理解を深め、自らの意識を見つめ直すとともに、自らを啓発していく必要があります。

現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、平成28年12月6日に、部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現するため、「部落差別の解消の推進に関する法律」が公布・施行されました。

この法律で地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえた連携を図りつつ、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実に努めることや、地域の実情に応じ、部落差別を解消するための必要な教育や啓発に努めることが定められました。町としても、引き続き差別意識の解消に向けた啓発活動や人権教育など、同和問題が解決されるよう取組を進めていきます。

(総務課 人権推進室)

